ばね式指示はかり	
手動指示併用はかり	
その他の指示はかり	
ホッパースケール	
充塡用自動はかり	
コンベヤスケール	
自動捕捉式はかり	
その他の自動はかり	
分銅	
定量おもり	
定量増おもり	
自重計	
［略］	［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○経済産業省告示第二百十五号

特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第二十三条第三項及び第二十六条の規定に基づき、平成六年通商産業省告示第四百七十三号（特定計量器検定検査規則の規定に基づき経済産業大臣が別に定める特定計量器等について）の一部を次のように改正し、平成二十九年十月一日から施行する。

平成二十九年九月二十二日

経済産業大臣　世耕　弘成

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
特定計量器検定検査規則の規定に基づき経済産業大臣が別に定める特定計量器等について	特定計量器検定検査規則の規定に基づき経済産業大臣が別に定める特定計量器等について
（検定証印等）	（検定証印等）
第四条　規則第二十三条第三項の規定に基づき、既に付されている検定証印と別に検定証印を付することが著しく困難なものとして経済産業大臣が別に定める特定計量器は次のとおりとする。	**第四条**　規則第二十三条第二項の規定に基づき、既に付されている検定証印と別に検定証印を付することが著しく困難なものとして経済産業大臣が別に定める特定計量器は、計量法施行令附則第四条、第五条及び附則別表第四の規定に基づく質量計に係る経過措置に関する省令（平成五年通商産業省令第六十七号。以下「経過措置に関する省令」という。）第三条に定めるもの（検定証印等を付す箇所であって、銘板その他の取り外すことができるものを有するものを除く。）とする。
一　分銅	一　［新設］
二　おもり	二　［新設］
三　棒はかり	三　［新設］
（検定を行った年月の表示）	（検定を行った年月の表示）
第五条　規則第二十六条の規定に基づき、打ち込み印、押し込み印又はすり付け印により、検定を行った年月を表示することが構造及び使用状況からみて著しく困難なものとして経済産業大臣が別に定める非自動はかり、分銅及びおもりは、次のとおりとする。	**第五条**　規則第二十六条の規定に基づき、打ち込み印、押し込み印又はすり付け印により、検定を行った年月を表示することが構造及び使用状況からみて著しく困難なものとして経済産業大臣が別に定める分銅、おもり及び経過措置に関する省令で定める非自動はかりは、次のとおりとする。
一～三　［略］	一～三　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○経済産業省告示第二百十六号

計量法施行規則（平成五年通商産業省令第六十九号）第九十条の二ただし書の規定に基づき、平成二十一年経済産業省告示第七十六号（計量法施行規則第九十条の二ただし書に基づく校正手法を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十九年九月二十二日

経済産業大臣　世耕　弘成

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
規則第九十条第一項の区分	校正手法の区分	規則第九十条第一項の区分	校正手法の区分
一・二	［略］	一・二	［略］
三	一　時間、周波数又は回転速度の計量器（次号に掲げるものを除く。）を、時間又は周波数の標準器との比較により校正する手法	三	一　時間又は周波数の計量器（次号に掲げるものを除く。）を、時間又は周波数の標準器との比較により校正する手法
	二　［略］		二　［略］
四～二十四	［略］	四～二十四	［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五―八四五五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部　四二〇円（本体　三九〇円）　（配送料別）